

配水管整備事業に係る給水管取替基準

平成 28 年 4 月
水道局配水部

目 次

第1章 総 則

1-1 目 的	3
1-2 取替範囲	
1-3 フロー図	4

第2章 設計積算に関する事項

2-1 事前調査	5
(1) 給水装置工事設計書の貸与及び調査	
2-2 宅地内訪問調査	
(1) 不在の場合の措置	
(2) 委託調査員証の着用	
(3) 事業概要の説明	
(4) 工事の依頼	
(5) 宅内調査	
(6) 苦情処理	
(7) 建物等調査	
(8) 宅地内給水管取替調査票の提出	
(9) 提出資料	
2-3 掘削復旧断面	6
(1) 標準掘削断面図	
(2) 標準復旧構造図	
2-4 配管例	7
(1) 鉛管の場合	
(2) ポリエチレン管（1層管）の場合	
(3) 鋼管・ビニール管の場合	
(4) メーター回り配管例（ $\phi 25\text{ mm}$ 以下）（ $\phi 40\sim 50\text{ mm}$ ）	
2-5 その他	9
(1) 図面関係	
(2) その他	

第3章 工事施工に関する事項

3-1 訪問説明	9
(1) 工事内容の再確認等	
(2) 検査時の立入り承諾	
(3) 完了確認	
(4) 宅地内給水管取替調査票の提出	
(5) 追加要望の対応	
3-2 施工管理	10
(1) 写真管理	
(2) 黒板記入例	
(3) 完工図の作成	

第4章 様式集

様式第1号 委託調査員証	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	12
様式第2号 水道本管の取替工事に伴う給水管の訪問調査のお知らせ	• • • • •	13
様式第3号 水道本管の取替工事に伴う宅内給水管取替について（リーフレット）	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	14
様式第4号 宅地内給水管取替の訪問調査確認票	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	16
様式第5号 給水管取替工事依頼書	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	17
様式第6号 宅地内給水管取替調査票	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18
現説用 訪問調査説明内容（参考資料）	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	20

第1章 総則

1-1 目的

水道水中の鉛濃度については、人体への悪影響を防止するため、平成4年12月の水質基準の改定により、従来の「0.1 mg/l 以下」から「0.05 mg/l 以下」に強化され、さらに、平成15年4月には「0.01 mg/l 以下」に強化された。この水道水中の鉛濃度に関する動向を踏まえ、本市では、平成5年に「給水に関する調査研究委員会」を設置し、鉛溶出と鉛管延長及び水温との関係などについて調査検討を行い、平成13年3月に浄水場における水質改善（pH調整による鉛溶出の制御）や鉛製給水管更新事業などについて方針決定し、平成15年の水質基準の強化に対応したところである。しかし、平成18年3月末における残存件数は約63,400件（平成26年3月末 約42,500件）と多く、更新完了までには数十年単位の期間が必要な状況である。

また、平成16年6月に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」においては、「安心・快適な給水の確保に係る方策」として、「鉛製給水管総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにする。」とした施策目標を掲げており、鉛製給水管の更新に向けた積極的な取り組みが求められている。

一方、配水管整備事業の改良工事における給水管の取り扱いについては、道路端部の側溝など構造物手前の公道下まで取替えを行っているが、公私境界部の既設給水管との接続部（側溝下）には未改良の老朽給水管が残っている。近年では、この老朽給水管からの漏水が原因で家屋や他企業の占用管に被害を与え被害補償を行った事例が発生しており、3階直結給水に対応するため、配水管の水圧を従来よりも高いレベルでコントロールしている今日では、官民境界付近に未改良箇所として残る老朽給水管の存在は、重大な補償問題に発展する危険を有している。

以上、鉛製給水管の更新状況と水道ビジョンにおける政策目標、老朽給水管の現状を踏まえ、鉛製給水管の取替えの促進を経済的かつ効率的に図るとともに、老朽給水管の漏水事故を防止するため、配水管整備事業（改良工事）においては、本基準に基づき給水管の取替えを実施するものである。

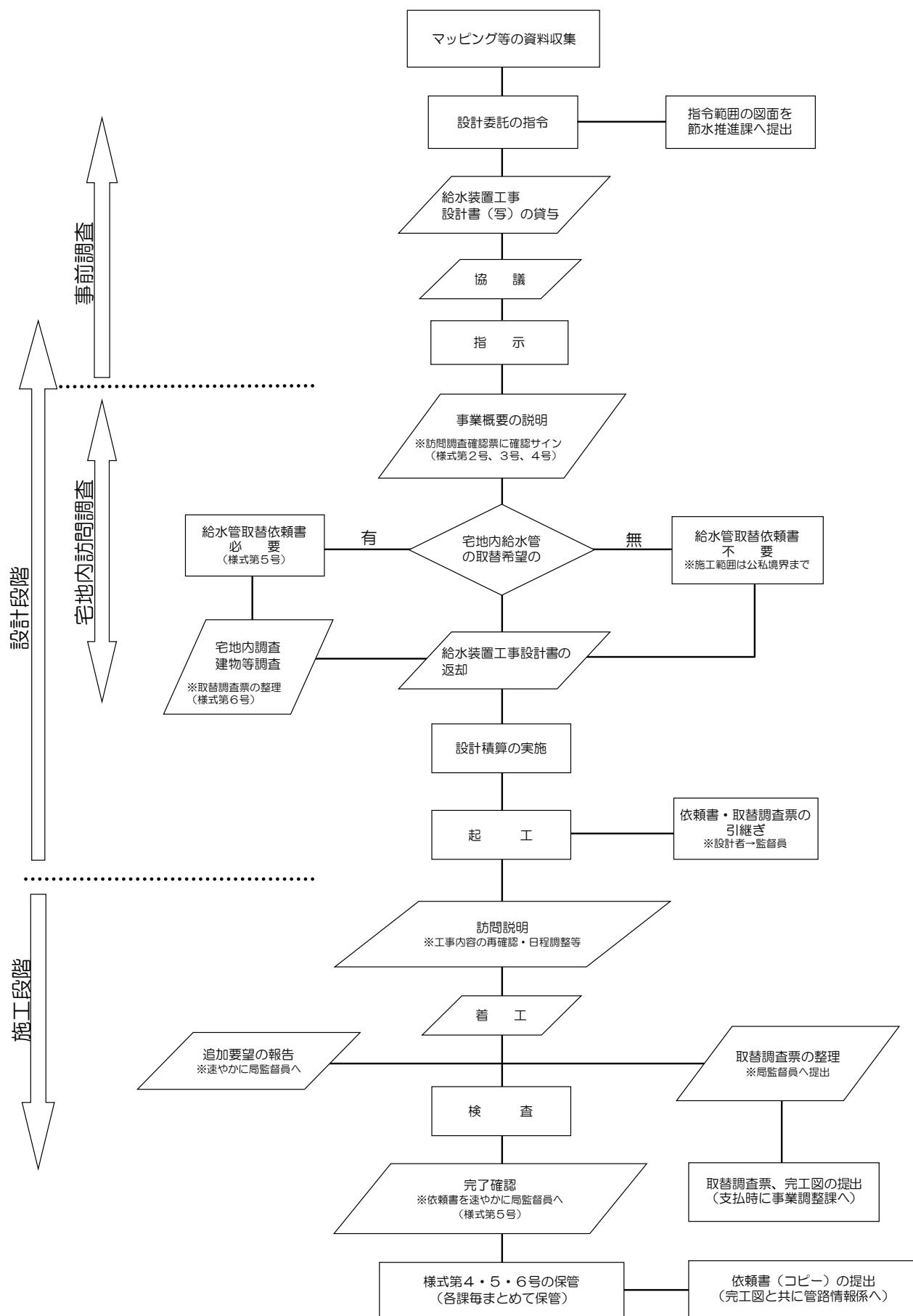
1-2 取替範囲

取替範囲については、表 1-1 のとおりとする。

表 1-1

口径	管種	その他の条件	取替範囲
50 mm 以下	鉛管		メーター先 60cm まで
	鋼管	概ね 10 年を経過した管	公私境界より 2m まで。ただし、宅地内止水栓（弁）かメーターが 2m 以内にあるときは、その手前まで。
	ビニール管		同上
	ポリエチレン管 (1層管)	平成4年度以前に布設した管	メーター手前まで
上記以外の給水管			公私境界まで（従来どおり）

1-3 フロー図



第2章 設計積算に関する事項

2-1 事前調査

(1) 給水装置工事設計書の貸与及び調査

水道局担当者は、給水装置工事設計書（給水台帳）の写しを委託調査員へ貸与する。

委託調査員は、貸与された給水装置工事設計書（給水台帳）を基に、口径・管種・布設年度を調査し、「1-2 取替範囲 表1-1」に基づき取替範囲が宅地内となるか否かを確認すること。

調査の結果、不明な点については速やかに水道局担当者へ報告し、指示を受けること。

なお、貸与された給水装置工事設計書（給水台帳）は、成果品とともに水道局担当者に返却すること。

2-2 宅地内訪問調査

事前調査の結果、取替範囲が宅地内となる場合は、現地調査時に宅地内訪問調査を実施する。

(1) 不在の場合の措置

現地調査時に対象給水管の所有者が不在の場合は、「水道本管の取替工事に伴う給水管の訪問調査のお知らせ（様式第2号）」を投函し、日程調整を行うこと。空き地等で「訪問調査のお知らせ」が投函できない場合や空家で所有者から連絡がない場合は、水道局担当者が必要に応じて法務局調査等を実施し、所有者の所在の確認に努めること。

(2) 委託調査員証の着用

宅地内訪問調査にあたっては、水道局発行の「委託調査員証（様式第1号）」を必ず胸部の目立つ位置に着用すること。

(3) 事業概要の説明

水道局作成のリーフレット「水道本管の取替工事に伴う宅地内給水管取替について（様式第3号）」を所有者に手渡し、宅地内給水管取替の目的と取替範囲及び復旧方法等の事業概要を説明する。説明後、「宅地内給水管取替の訪問調査確認票（様式第4号）」の確認サイン欄に所有者のサインをお願いする。

(4) 工事の依頼

所有者（依頼者）が宅地内給水管の取替を希望した場合は、「給水管取替工事依頼書（様式第5号）」の提出を求める。（押印は認印も可）

なお、土地所有者と給水管の所有者が異なる場合は、「給水管取替工事依頼書」の委任状欄に土地所有者の署名、捺印を求めるこ。

(5) 宅内調査

所有者立会いのもと、事前調査資料を基に宅地内の止水栓（弁）及びメーターの位置や給水管取替の支障物件等を調査し、施工方法を説明のうえ取替範囲を現地で確認すること。また、給水管取替ルートの状況写真を撮影すること。

(6) 苦情処理

調査に起因する苦情処理は、委託調査員において迅速に対応し、その結果を速やかに水道

局担当者に報告すること。

(7) 建物等調査

工事に伴い補償問題が懸念される物件等については、その所有者の立会いのもと状況を確認し写真を撮影すること。また、水道局担当者と十分に協議しトラブル防止に努めること。特に土間コンクリート部等のひび割れ箇所は重点的に写真を撮影すること。

(8) 宅地内給水管取替調査票の提出

宅地内訪問調査の結果や連絡事項を「宅地内給水管取替調査票（様式第6号）」の設計時欄に記入し成果品とともに水道局担当者に提出すること。

水道局担当者（設計者）は、起工時に設計図書とともに「宅地内給水管取替調査票」を局監督員に引継ぐこと。

(9) 提出資料

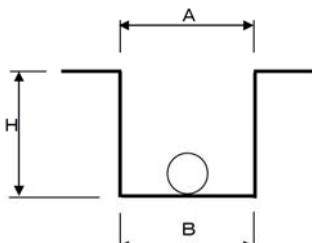
提出資料は以下のとおりとする。

提 出 書 類	提 出 条 件
貸与された給水装置工事設計書（給水台帳）の写し	必 須
宅地内給水管取替の訪問調査確認票（様式第4号）	事前調査の結果、取替範囲が宅地となる場合
給水管取替工事依頼書（様式第5号）	宅内給水管取替の依頼がある場合
宅地内給水管取替調査票（様式第6号）	事前調査の結果、取替範囲が宅地となる場合

2-3 掘削・復旧断面

宅地内給水管取替に係る掘削・復旧断面は以下のとおりとする。

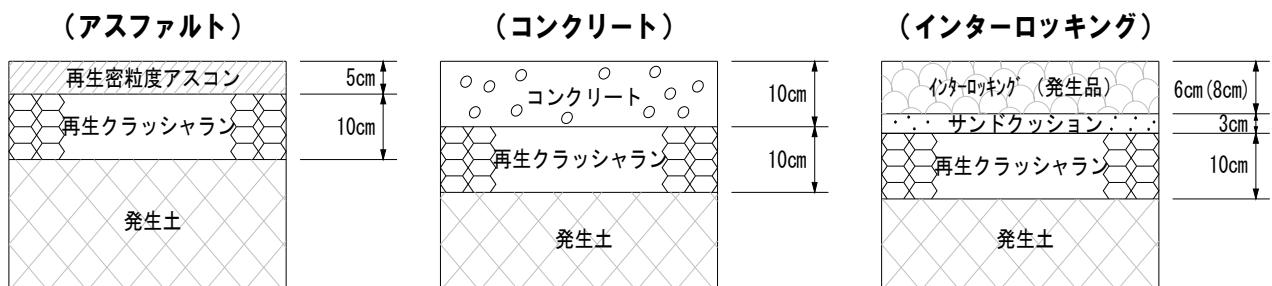
(1) 標準掘削断面

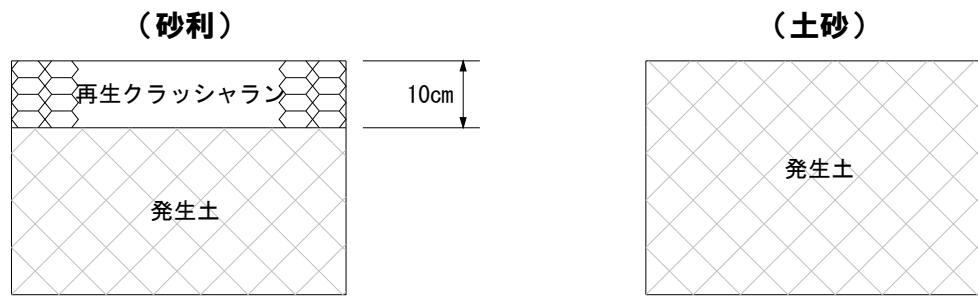


区分	口 径		メーター部 φ13~25
	φ13~25	φ40~50	
寸法 (m)	A	0.30	0.30
	B	0.30	0.30
	H	0.35	0.36
	L	—	0.80

※掘削範囲内にメーターBOXが含まれる場合は、
メーターBOX分として0.1m³を控除する。

(2) 標準復旧構造図



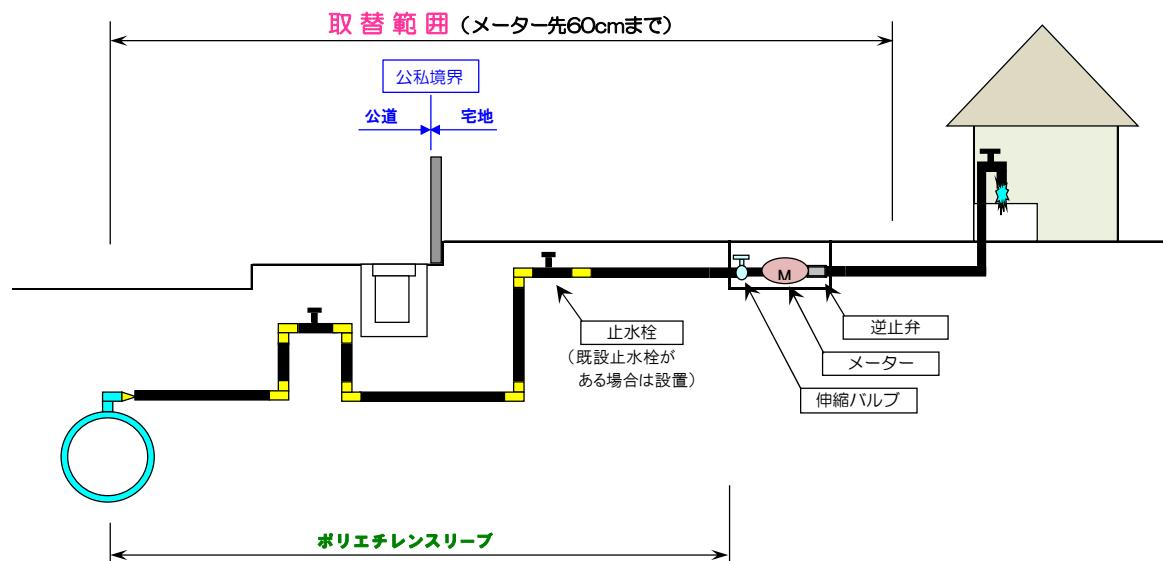


2-4 配管例

管種別の配管例は以下のとおり。

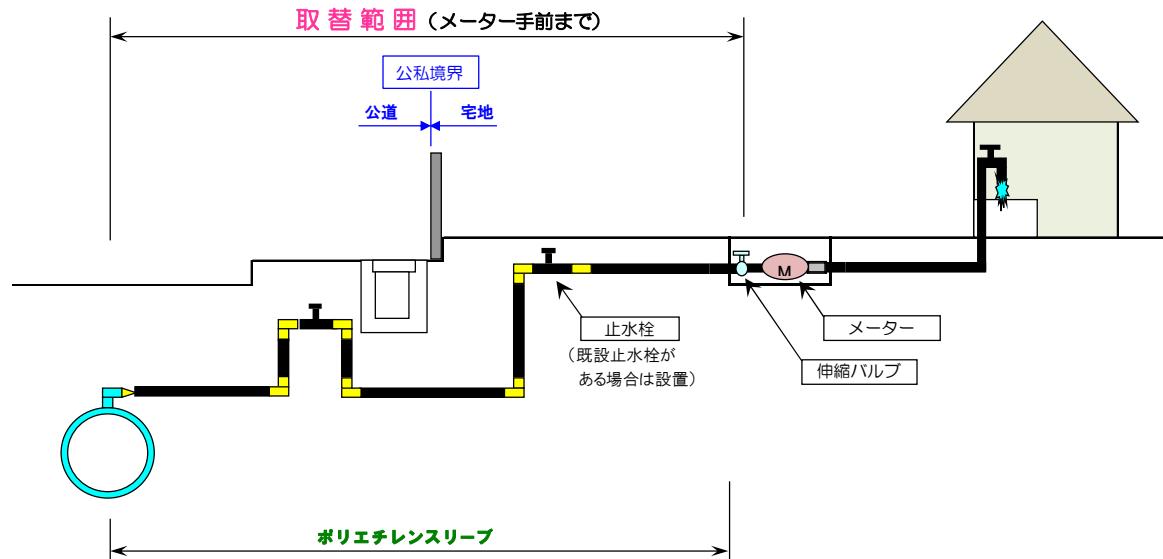
(1) 鉛管の場合

施工範囲…メーター先 60cmまでとする。



(2) ポリエチレン管(1層管)の場合

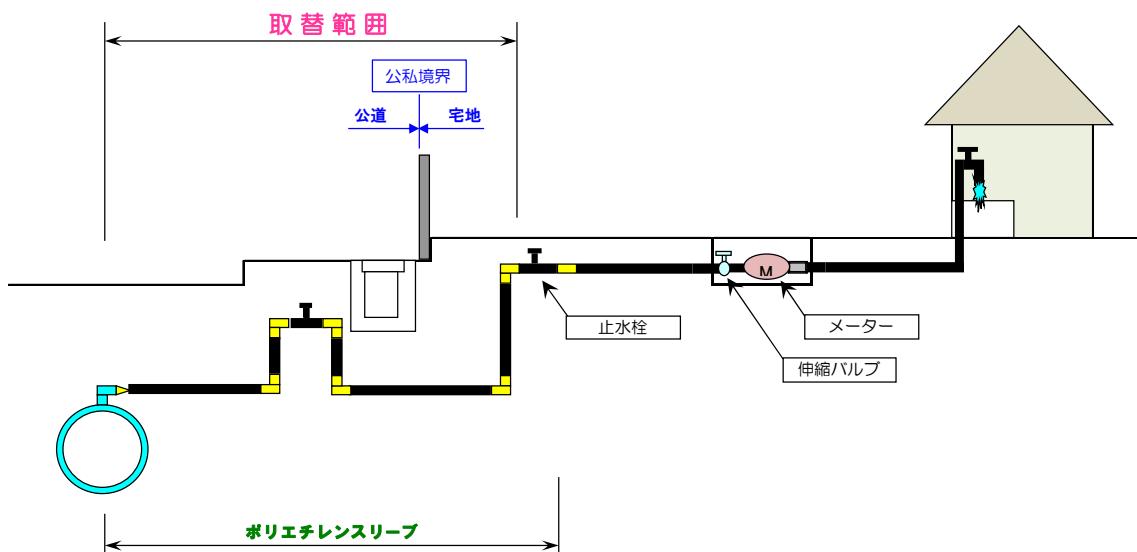
施工範囲…メーター手前（伸縮バルブを含む）までとする。



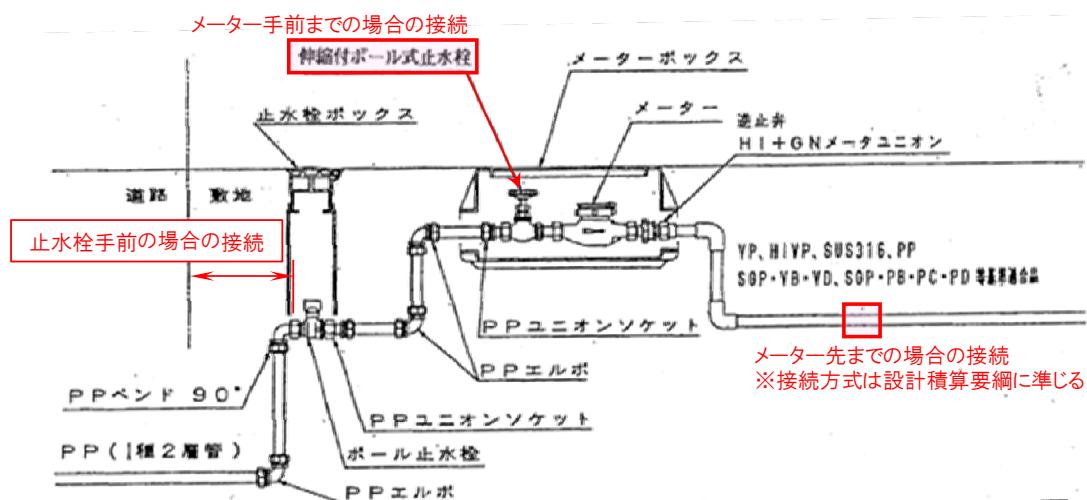
(3) 鋼管・ビニール管の場合

施工範囲…公私境界より2mまでとする。

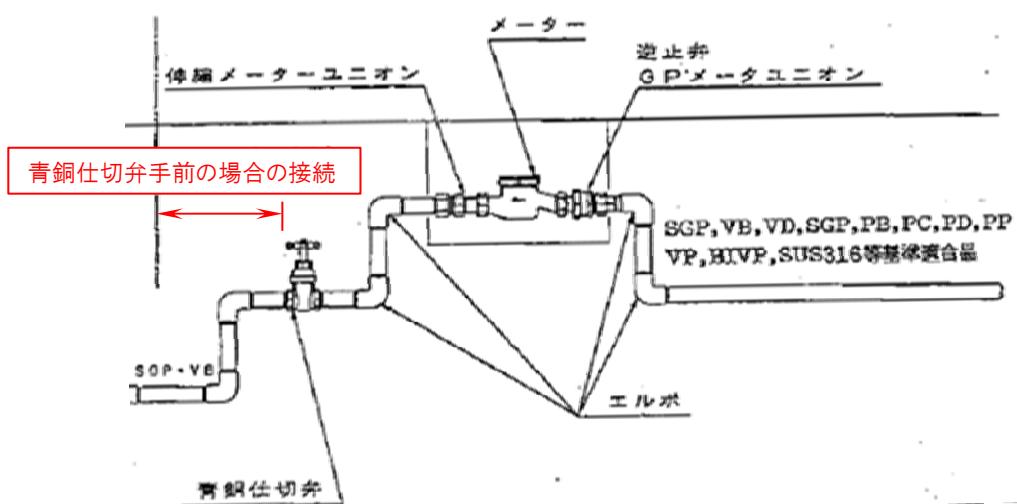
ただし、宅地内止水栓（弁）かメーターがそれ以内にある場合は、
その手前までとする。



(4) メーター回り配管例 (φ25 mm以下)



メーター回り配管例 (φ40~50 mm; 鋼管の場合)

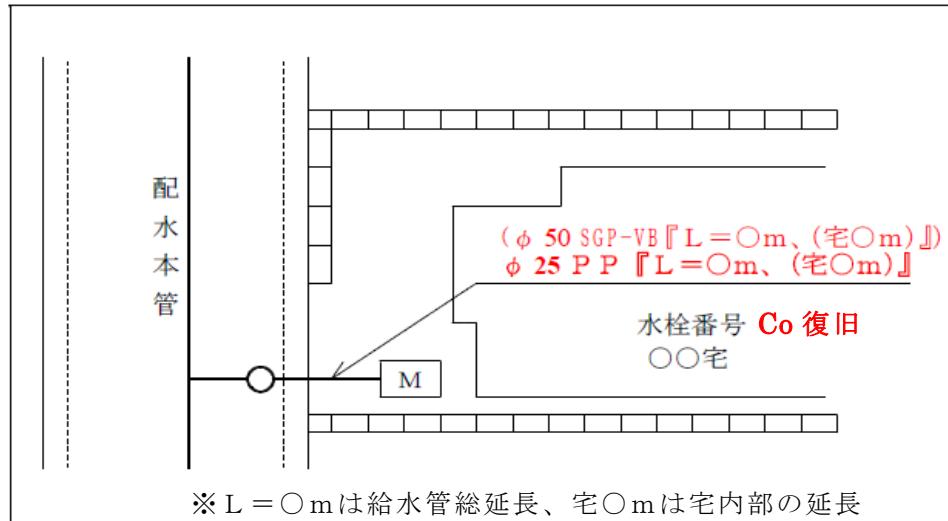


2-5 その他

(1) 図面関係

- 平面図には給水管の取替範囲を太線で表示し、管径、延長、管種、復旧方法、水栓番号、家屋名を明記する。

(記載例)



- 設計図書には標準掘削断面図及び標準復旧構造図を添付すること。

(2) その他

- 給水管配管については、設計積算要綱及び給水装置工事設計施工基準による。
- 起工後に宅地内給水管取替の追加要望があった場合は、設計変更にて対応することを原則とし、工程上、設計変更が困難なときは事業調整課と対応を協議すること。

第3章 工事施工に関する事項

宅地内給水管取替に係る依頼者との打合せや現場調査及び写真管理等については、以下のとおりとする。

3-1 訪問説明

(1) 工事内容の再確認等

請負者は工事契約後、依頼者（所有者）に対し工事内容の再確認を行い、工事に伴い補償問題が懸念される物件等がある場合は、必要に応じて、その物件の所有者と立会いのもと状況写真を撮影し局監督員と協議すること。また、施工時期等についても事前に調整すること。

(2) 検査時の立入り承諾

請負者は、完了検査の日が決定したときは、完了検査の前までに検査のための宅内への立入りについて、依頼者（所有者）の承諾を得ること。また、検査の結果、手直しの指摘があれば再工事を行うことについても承諾を得ておくこと。

(3) 完了確認

完了検査の終了後、請負者は、依頼者（所有者）と工事完了の確認を行い、「給水管取替工事依頼書（様式第5号）」の工事完了確認書欄に署名、捺印をもらうこと。また、依頼者（所有者）には、その写しを渡し、原本は速やかに局監督員に提出すること。

(4) 宅地内給水管取替調査票の提出

請負者は、事前打合せ及び完了検査時の立入り承諾の結果を「宅地内給水管取替調査票（様式第6号）」の施工時欄に記入し、完了検査の前日までに局監督員に提出すること。

(5) 追加要望の対応

請負者は、工事中に宅地内給水管取替の要望があったときは、速やかに局監督員に報告すること。

3-2 施工管理

(1) 写真管理

【工事記録写真（提出用）】

工種・種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景写真	着手前	口径別・復旧別に 10箇所に1箇所
	掘削状況	掘削中	
	掘削完了（幅、深さ）	掘削後	
配管工	配管写真	施工後	提出分を除く全箇所
	施工状況 (発生土・路盤・表層等)	施工中	
埋戻工	完了写真（厚さ）	施工後	
	全景写真 (着手前と同方向)	完成後	
完 成			

【工事写真整理帳】

工種・種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景写真	着手前	
掘削工	掘削完了（幅、深さ）	掘削後	
配管工	配管写真	施工後	
埋戻工	完了写真（厚さ）	施工後	
完 成	全景写真 (着手前と同方向)	完成後	

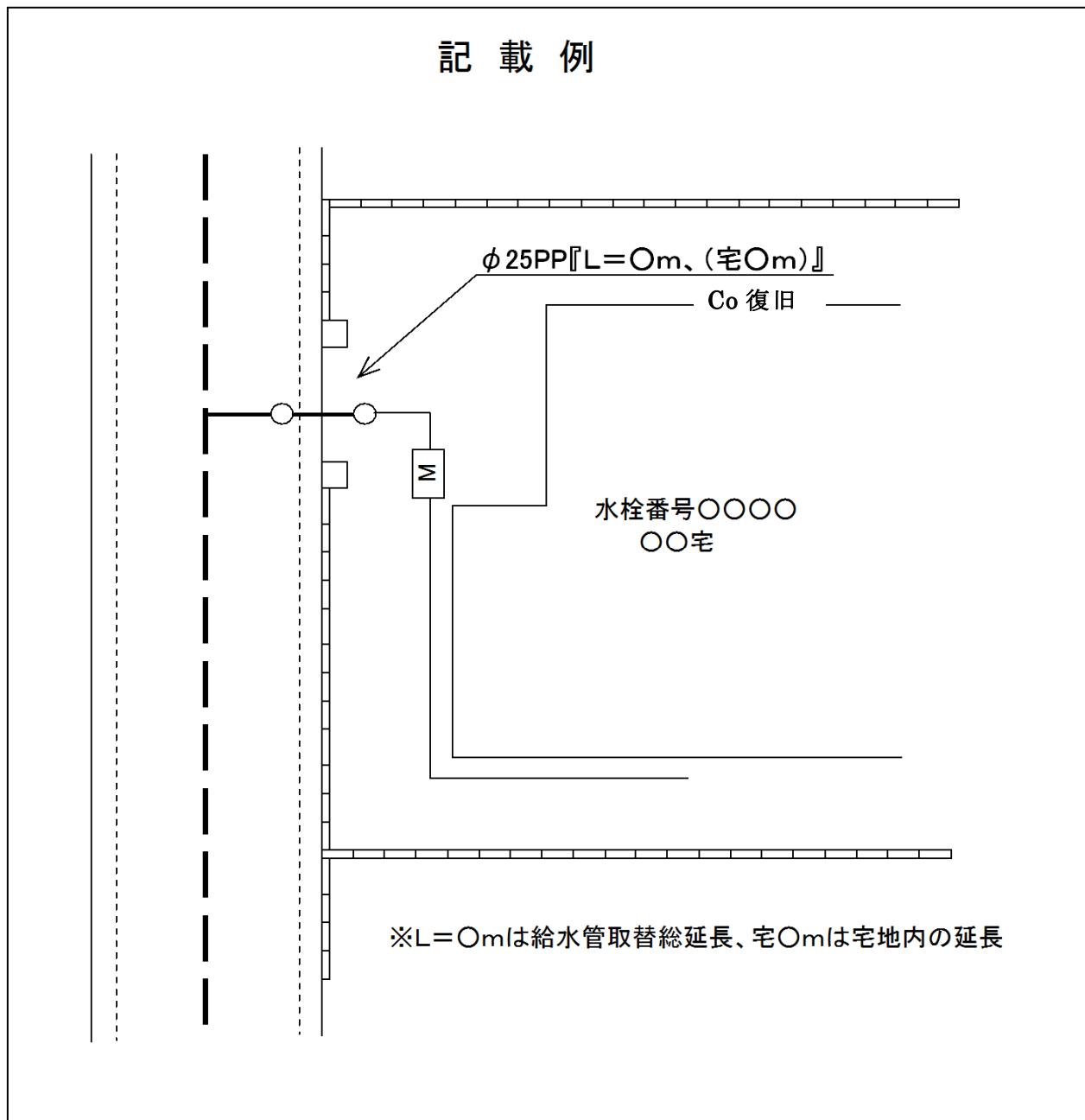
※その他、必要に応じて局監督員と協議し写真管理を行うこと。

(2) 黒板記入例

工事名	○○○○○○地内 配水管布設工事	
工種	埋戻工	位置 ○○宅 地番 (○○○○○)
形状寸法	完了 GL 下り 100 t = 250	
請負業者名	(株) ○○○○○	

(3) 完工図の作成

完工図（平面図）には、取替範囲が公私境界までのものを含め、取替えた給水管を太線で明確に表示し、水栓番号、家屋名、口径、管種、延長、復旧方法を明記する。



3-3 工事完了後の事務

監督員は、工事完了後、速やかに宅地内給水管取替調査票（様式第6号）、完工図（平面図のみ）各1部を事業調整課事業調整第1係に提出すること。

また、給水管取替工事依頼書（様式第5号）は、管路情報係への完工図提出の際に、1工事分をまとめて提出（写して可）すること。様式第5号の提出が遅れる場合は、先に完工図を提出するものとし、遅れて様式第5号を提出する際に完工図の写しを添付すること。

なお、様式第5号の提出の有無については、各管整備課工事係にて管理を行うこと。

(様式第1号)

表 側

委託調査員証	
No. _____	
<u>氏名</u>	(会社名)
<p>上記の者は、福岡市水道局の「〇〇 地区配水管布設設計委託」の現場調査 業務に、従事していることを証明する。 有効期限 平成 年 月 日 (発行者) 福岡市水道局 水道事業管理者 〇〇-〇〇 (担当課) 〇〇課 [印] 連絡先 092-483-3062</p>	

裏 側

注 意
<ol style="list-style-type: none">1. 本従事者証は、必ず胸に付け提示すること。2. 本従事者証は、他人に貸与、又は、譲渡しないこと。3. 本従事者証を紛失、又は、き損したときは直ちに届出をすること。4. 本従事者証は、業務に従事しなくなった場合、又は、効期限を経過したときは直ちに返納すること。

(様式第2号)

水道本管の取替工事に伴う給水管の訪問調査のお知らせ

平成 年 月 日

日頃から福岡市の水道事業について、ご理解ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、福岡市水道局では、お客さまが使用されている給水管からの漏水を事前に防止するため、水道本管の取替え工事に合わせて、老朽化した給水管の取替えを水道局の負担において実施しております。

つきましては、水道局から委託を受けた調査員がお伺いし、水道本管から水道メーターまでの給水管の調査、また、取替え範囲等の説明および相談を実施させていただきたいと思います。

何卒、今回の訪問調査に、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

訪問予定日 平成 年 月 日（曜日）午前・午後 時頃

訪問調査員 会社名：
氏名：
電話番号：

訪問調査の内容

- ① 調査時間は約30分程度です。
 - ② 調査範囲は、道路上の水道本管から水道メーターまでです。
 - ③ 家屋内の調査はありません（外回りのみ調査）。
- ※ 訪問調査員は、福岡市水道局が発行した訪問調査員証を携帯しており、お客さまに浄水器等の水道用品を斡旋販売することはありません。

お客さまへのお願い

上記の訪問予定日では、お客さまがご不在であるなどして対応が難しい場合は、恐れ入りますが、上記の訪問調査員までご連絡していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、平成 年 月 日（曜日）については、近くで訪問調査等を行っておりますので、ご連絡いただければお伺いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ窓口

福岡市水道局配水部 管整備課 係

担当者：

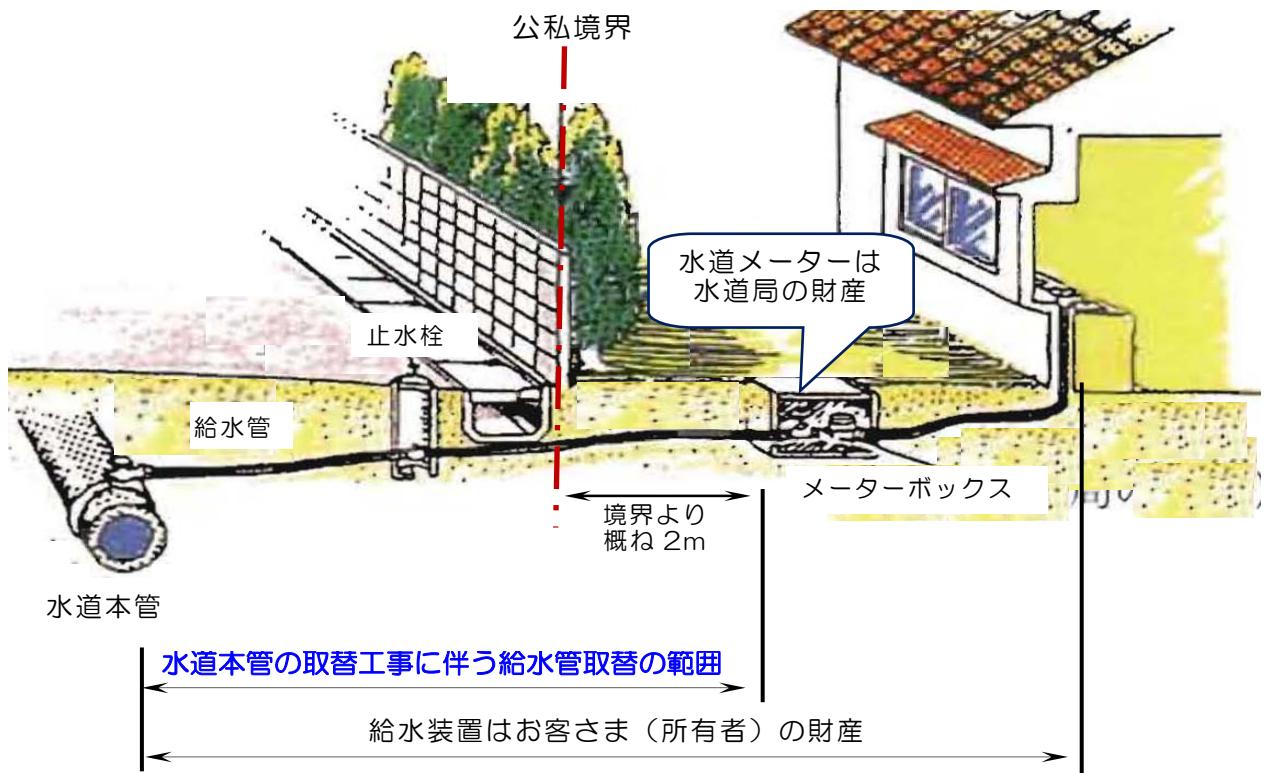
電話番号：092-483-



福岡市水道局のマスコットキャラクター

『フクちゃん』

水道本管の取替工事に伴う宅地内給水管取替について



□ 水道本管の取替え工事に伴う宅地内給水管取替とは

福岡市水道局では、漏水防止のため古くなった水道本管の取替え工事を行っています。

それに合わせて、お客様が使用されている給水管からの漏水を事前に防止するため、お客様の給水管が鉛製給水管を使用されている場合は水道メーターまで、その他の古い給水管を使用されている場合は公私境界から概ね2mまでの範囲で、**無料**（一部例外あり。詳しくは裏面をご覧ください。）で取替え工事を行うものです。

つきましては、水道局が委託した訪問調査員において給水管の使用状況を確認し、調査いたします。

調査後、**取替え工事に該当したものについて、お客様が取替え工事を希望される場合は、依頼書にご記入をお願いします。**

なお、取替え工事の実施時期等については、後日あらためてご連絡いたします。

□ 訪問調査員および取替え工事に関する問い合わせ窓口

訪問調査に関する問い合わせ窓口

訪問調査員 会社名：

氏 名：

電話番号：

取替え工事に関する問い合わせ窓口

福岡市水道局配水部 管整備課

係

担当者：

電話番号： 092-483-

□ お客様の宅地内給水管取替に伴う費用負担について

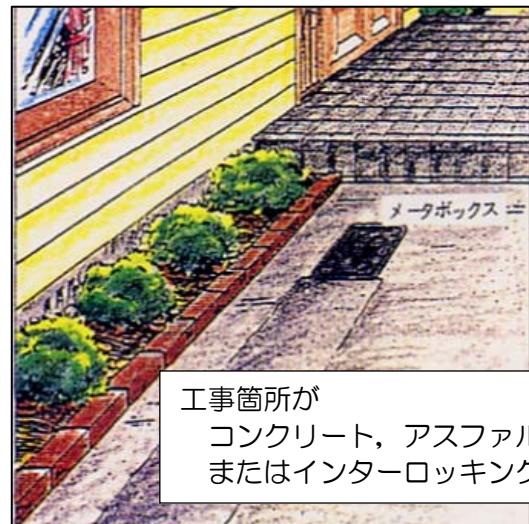
給水管取替え工事は、水道局の費用負担において無料で施工を行うことができます。

ただし、タイル等の特殊な仕上げ（復旧）を必要とする場合は、お客様に費用負担をしていただくことになります。

1. 水道局が施工できる範囲

(水道局の費用負担によって、復旧工事を行うことができる範囲)

- ・土砂、または砂利による復旧
- ・コンクリート、アスファルト
またはインターロッキングによる復旧



※インターロッキングは発生品を流用

2. 水道局が施工できない範囲

(お客様の費用負担によって、別途復旧工事を行っていただく範囲)

- ・タイル等の特殊な仕上げによる復旧
- ・芝生による復旧
- ・樹木、植栽等の移植および復旧 等



(様式第4号)

宅地内給水管取替の訪問調査確認票

配水管整備事業に伴う給水管取替における工事の目的、給水管取替の範囲及び宅地内の復旧方法について、説明を受けたことを確認します。

(様式第5号)

給水管取替工事依頼書

(あて先)
福岡市水道事業管理者

依頼者 (所有者)	住所 氏名	印
工事場所		
水栓番号		

私は、配水管整備事業に伴い、下記事項を確認のうえ宅地内の給水管取替工事を依頼します。

なお、工事に伴う関係権利者への説明は依頼者で行います。

【確認事項】

1. 工事の範囲は、公私境界より（ ）迄でお願いします。
2. 工事の復旧は $\left(\begin{array}{ll} ① \text{コンクリート} & ② \text{アスファルト} \\ ③ \text{砂利} & ④ \text{土砂} \end{array} \right)$ でお願いします。
3. 工事に際して、植木その他工事に支障となる物件がある場合は、依頼者の責任において移設等を行います。

委任状

私は、給水管取替工事について同意し、工事完了確認までの全てを依頼者に委任します。

年　月　日

土地所有者
住 所

氏 名

印

工事完了確認書

福岡市水道事業管理者

給水管取替工事が完了したことを確認しました。

年　月　日

依頼者
氏 名

印

票查調替管水給地內宅

工事名称
設計会社
施工会社

※再確認は、訪問説明時に工事内容の再確認を行った後の依頼者の意志を○×で記入。

票查調替取水管給水內地宅

工事名称
設計会社
施工会社

※※再確認欄は、訪問説明時に工事内容の再確認を行った後の依頼者の意志を〇×で記入。

現 説 用

訪 問 説 明 内 容

(現場代理人腕章を着用すること)

【着手前】

水道工事の仕事をします〇〇建設の現場代理人〇〇申しますが、給水管の取り替え工事について説明に参りました。

先に給水管取替依頼書を頂いておりますが、工事内容の再確認と施工時期の調整をさせて頂きたいと思いお伺い致しました。

※給水管取替依頼書を提示し一つ一つ確認を取る)

工事完了後、検査がありますので当日の立入りの承諾をお願いします。
検査の日時につきましては、決まり次第ご連絡いたします。

【検査前】

検査日が、〇月〇日〇時からに決定したのでお知らせにきました。
当日の宅地内への立入りの承諾をお願いします。

検査が終わりましたら、現地確認のうえ「工事完了確認書」に署名・捺印（認印でも可）をお願いします。

訪問・現場調査等に係わる注意点

- (1) 工事内容の再確認時に、工事に伴い補償問題が懸念される物件等があった場合は、必要に応じて、その物件の所有者と立会いのもと状況写真を撮影し監督員と協議すること。
- (2) 特にひび割れ等が生じている箇所は重点的に撮影する。また、工事に支障をきたす物件等があった場合は、お客様と確認して対処すること。
- (3) 検査終了後お客様と施工完了の確認を行い、「給水管取替工事依頼書」の「工事完了確認書」に署名・捺印（認印でも可）していただき、写しを渡し、原本は速やかに監督員に提出すること。
- (4) 調査及び施工時の苦情処理等については「管整備工事(改良)に伴う宅地内給水管取替調査票」に取りまとめ、監督員に報告すること。